



車検切れ公用車（リース車）の公務使用について

御所市管財課が管理する公用車（リース車）1台について、車検有効期間が満了していたにもかかわらず、公務に使用していたことが判明しました。

所有者となるリース事業者が実施すべき検査ではありますが、当市としても確認が行き届かなかったことにより、市民の皆様の信頼を損ねることになりましたことにつきまして、深く反省しお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めます。

記

1. 概要

令和 8 年 1 0 月 2 6 日、当該車両を貸し出したところ、運転者が車検有効期間満了となっていることに気付きました。

運転日誌を確認したところ、車検切れとなる令和 8 年 8 月 2 5 日から令和 8 年 1 0 月 2 6 日までの間に計 1 5 回（3 6 0 k m）運行していたことが判明しました。この間、事故やトラブル等は発生していません。

2. 判明後の対応

- ・当該車両については、発覚後、使用を中止し必要な検査を実施することとしました。
- ・車検切れの車両の運転は、道路運送車両法違反及び自動車損害賠償保障法違反でもあるため、高田警察署へ本件の報告を行いました。（令和 8 年 1 0 月 2 7 日）
- ・当市で管理、保有する全ての公用車の車検有効期限を確認したところ、期限切れはありませんでした。今後このような事態を再び起こさないよう必要な対策を講じます。
- ・車両所有者であり、法定点検などの必要な手続き項目について履行義務があるリース事業者に対して、費用及びサービス項目の再確認を行い直ちに対応するよう申し入れを行う予定です。